

建築士免許登録時の実務経歴書・実務経歴証明書の記載方法等に関するガイドライン

【「建築物に係る研究」を建築士免許登録時の建築実務の経験として申請する者向け】

令和4年7月

公益社団法人 空気調和・衛生工学会

改正建築士法の施行(令和2年3月1日)に伴い、「建築物に係る研究(ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る)」が実務経歴の対象として認められることになっています。

この度、当学会にて毎月発行している「空気調和・衛生工学会論文集」に掲載された「学術論文」および「技術論文」のうち建築物に係る高度な研究又は実践的な研究については、上記の対象として認定されることになりました。

実務経歴証明に必要な書式イメージを次ページに示します。

「建築物に係る研究」を建築士免許登録時の建築実務の経験として申請する者（以下「申請者」という。）は、主に博士後期課程等に進学し大学等で研究に従事したまま建築士試験を受験して合格し、建築士登録を行おうとする方を想定しています。

申請者は下記に留意の上、建築士免許申請を行ってください。

- 1) 申請者は、申請フロー(図)を参考に申請手続きを進めてください。
- 2) 建築士免許登録時には、申請者が博士後期課程を修了又は大学を異動した後、年月が経過していることも考えられ、研究に要した実務期間について、学長又は学部長・研究科長が確認・証明することが困難な場合も想定されます。そのため、研究に要した実務期間について、論文投稿時に予め指導教員等の証明(書式自由、申請フロー 3-1)を受けておき、免許登録申請時、大学等に実務経歴証明書の記入を依頼する際に、参考資料として添付することを推奨します《申請フロー ①・②》。  
(※書式は自由ですが、書式の例を添付しておりますのでご活用ください。)
- 3) 申請者は、空気調和・衛生工学会に対し論文の掲載情報・研究内容の確認書式 実務経歴説明書(書式 申請フロー 3-2)の発行を依頼してください《申請フロー③・④》。空気調和・衛生工学会事務局および指定登録機関にて、実務経歴換算対象となる論文であることの審査・確認を行います。
- 4) 審査・確認結果は、申請者に連絡するとともに、対象論文であることを認定した場合、空気調和・衛生工学会にて実務経歴説明書(書式 申請フロー 3-2)の発行をします。(申請手数料 1 通 1,000 円<税込み>)。
- 5) 実務経歴書(第一号の二書式、申請フロー 1-2 書式)を別添の記入例を参考に記入してください。
- 6) 申請者は、記入した実務経歴書、研究の成果物等(申請フロー 3-3 書式)を大学等に提出し、実務経歴証明書(第一号の三書式、申請フロー 1-3 書式)の発行を依頼してください。実務経歴証明書の証明者は、大学等の学長又は学部長・研究科長(別名称を用いている大学は同職相当)に限りますのでご注意ください《申請フロー ⑤・⑥》。
- 7) 実務経歴証明書を発行する学長又は学部長・研究科長は必ずしも建築の専門家ではないことから、実務経歴書の内容を説明することが困難な場合も想定されます。その場合には、空気調和・衛

生工学会が発行した論文の掲載情報・研究内容の確認書式 実務経歴説明書(書式 申請フロー 3-2)を活用することも可能です。《申請フロー③・④》。

- 8) 実務経歴書と実務経歴証明書が準備できましたら、指定登録機関が定める建築士免許登録申請に必要な書類と併せて、指定登録機関に免許の申請を行ってください《申請フロー⑦》。

《注意》新たに、建築士資格に係る実務経歴の対象実務として認められることになった「建築物に係る研究」を令和2年3月1日（改正建築士法施行日）より前に行っていたとしても、実務経歴としてカウントされません。令和2年3月1日以降に行われた実務から実務経歴年数にカウントされます。